

議会議務局告示第二号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）第九条第四項の規定により、県議会議員が招集に応じ、又は委員会に出席するため家用車により旅行した場合の車賃の額を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三日

広島県議会議長 林 正 夫

一 キロメートルにつき三十五円（有料の道路を利用した場合にあっては当該額に有料の道路の料金の相当する額を、自動車航送船を利用した場合にあっては当該額に自動車航送運賃（当該自動車航送運賃に含まれる運転者の運送に係る運賃を除く。）に相当する額を加算した額）